

件名	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松前町条例第10号) 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年松前町条例第11号)
根拠法令等	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正する省令(令和2年厚生労働省令第40号) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正する内閣府令(令和2年内閣府令33号)
改正理由	「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)を受けて、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることが明文化され、また、家庭的保育事業等の認可基準及び確認基準として定められている連携施設の要件について、一定の要件を満たす場合には、連携施設の確保を不要とする改正が行われたため。
改正の主な内容	○松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第4項及び第5項 家庭的保育事業者等による保育等の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受入先連携施設が、市町村の調整等により対象児童が引き続き保育等の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とする。 第37条 保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明文化する。 ○松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条第4項及び第5項 特定地域型保育事業者による保育等の提供の終了に際して、当該特定地域型保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受入先連携施設が、市町村の調整等により対象児童が引き続き保育等の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保を不要とする。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	

注 不要の文字は、抹消すること。